



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名 キクカワエンタープライズ株式会社
代表者 代表取締役社長 菊川 厚
(コード番号 6346 東証・名証各第 2 部)
問合せ先責任者 常務取締役 出口 行 男
(TEL. 0596-21-1011)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 136 期定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社への移行」を決議し、これに伴い「定款の一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日別途開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 136 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、その他所要の見直しを行うものであります。

②会社法の改正に伴い、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役でない取締役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定（変更案第 29 条）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 29 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 6 月 29 日

以 上

【別紙】 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示してあります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第19条 ①当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>②取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 ①取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第19条 ①当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、3名とする。</u></p> <p>②取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 ①取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 ①取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 ①取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③補欠として選任された<u>監査等委員である取締役の任期は、</u>退任した<u>監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 ①取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 ①取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 29 条 ①当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができるものとする。</u></p> <p>②当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間において、<u>会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額とする契約を締結すること</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (員数及び選任方法)</p> <p>第28条 ①当社の監査役は、3名とする。 ②監査役は、株主総会において選任する。 ③監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期)</p> <p>第29条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 ①監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及び</p>	<p style="text-align: center;"><u>ができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>その結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第5章 監 査 等 委 員 会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 ①監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第6章 会 計 監 査 人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第34条 会計監査人は、株主総会において選任</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 35 条 ①会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>